

## ため池を活用した太陽光発電事業に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市内のため池を活用した太陽光発電事業（以下「ため池太陽光発電事業」という。）を行う場合における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第2項第7号に規定する周辺地域の住民に対する説明会の開催等に関し、再エネ特措法及び説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（令和6年資源エネルギー庁策定。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (説明会の開催)

第2条 市長は、ため池太陽光発電事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）に対し、再エネ特措法及びガイドラインの規定に基づく説明会に準じた説明会の実施を求める等により、ため池太陽光発電事業が地域と共生した事業として地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。

2 市長は、農業用水の安定供給、水資源の保全、ため池が有する多面的機能等を考慮し、実施事業者に対し、地域住民との適切なコミュニケーションを促すとともに、前項に規定する説明会の実施のほか、必要に応じて近隣関係者、自治会等への追加的な説明及び対応を求めることを検討するものとする。

### (周辺地域の住民の範囲)

第3条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第4条の2の3第2項第1号の実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者については、西条市ため池ハザードマップに示す浸水想定区域の居住者等及び災害等による影響が想定される範囲の居住者等を考慮するものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年9月10日から施行する。